

高岡市電子契約実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高岡市における電子契約の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 電子署名 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第5項の規定により講ずべき措置とされる電子署名として、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名であつて主務省令で定める基準に適合するものをいう。ただし、建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。）の請負契約の場合は、建設業法第19条第3項の規定により講ずべき措置とされる電子署名として、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第13条の4第2項第2号及び第3号に掲げられる基準に適合する電子署名をいう。
- (2) 電子契約書 電子署名を講じた電磁的記録により作成する契約書（仮契約書及び変更契約書を含む。）をいう。
- (3) 電子契約 電子契約書により契約を締結する契約方法をいう。
- (4) 電子契約サービス サービス提供事業者が高岡市及び契約相手方の指示を受けて、電子契約書に当該サービス提供事業者自身の署名鍵による電子署名を行う事業者署名型（立会人型）電子契約サービスをいう。

(電子契約の利用範囲)

第3条 高岡市における契約（協定、確約等、契約に類するものを含む。以下同じ。）は、次に掲げるものを除き、電子契約サービスを利用した電子契約によることができる。

- (1) 法令等の定めにより書面によるべきとされている契約
- (2) その他電子契約よることが適当でないと認められる契約

2 市長は、入札公告、指名通知又は随意契約における見積依頼の際に、その契約が電子契約によることができる契約か否かを明示する。

(承認者の設置)

第4条 契約事務を行う各課等に承認者を置き、当該課等の長をもって充てる。承認者が不在のときは、高岡市事務専決規程（平成17年11月1日訓令第4号）第18条第1項及び同条第3項の規定による。

(電子契約サービスの運用管理者)

第5条 電子契約サービスの運営及び管理をするため、電子契約サービス運用管理者（以下「運用管理者」という。）を置き、管財契約課長をもってこれに充てる。

2 運用管理者は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 電子契約サービスを利用可能な状態に維持し、これを管理すること。
- (2) 電子契約サービスの安全性及び信頼性を確保し、効率的に運用し、及び適正に管理すること。
- (3) その他電子契約サービスの適正な運用を図るために必要なこと。

(アカウント等の取扱い)

第6条 アカウント（電子契約サービスに接続するための権利をいう。以下同じ。）は、運用管理者が設定し、所属長に付与する。

2 アカウントの変更は、運用管理者が行う。

3 アカウントの取扱いは、所属長が適正に行う。

4 電子契約サービスに接続するために必要なパスワードの管理、設定及び変更、所属長が行う。

5 所属長は、パスワードを所属外に知られないよう厳重に管理しなければならない。

(電子契約によることの意味確認)

第7条 市長は、契約相手方からの電子契約利用申出書（別記様式）の提出により、当該契約相手方に電子契約サービスを利用した契約締結の意思があることを確認する。

(電子契約書の保存)

第8条 電子契約書の正本は、電子契約サービス上に保存される電子契約書とする。

2 電子契約サービスからダウンロードしたデータの保存等、前項の規定による保存以外の方法であっても、電子契約の有効性を妨げるものではない。ただし、電子契約の有効性に関する法令等の規定に違反する場合には、この限りではない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、電子契約に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。

電子契約利用申出書

令和 年 月 日

高岡市長 あて

入札参加者名 _____

以下の案件について、高岡市と電子契約を

<input type="checkbox"/> 1 希望します。	<input type="checkbox"/> 2 希望しません（以下のご記入は不要です）。
-----------------------------------	---

※電子契約の希望の有無にかかわらず、該当する番号を☑してください。

希望する場合は、以下をご記入ください。

案件番号	案件名称

当該案件について、電子契約サービスの利用を希望しますので、次のとおり電子署名を行う者を2名申請します。

【第1承認者】※会社・支社・営業所等の代表メールアドレスがある場合は、そのアドレスを記載ください。

担当者	役職	氏名
電子メールアドレス		

【第2承認者】※代表者自ら電子署名を行う、若しくは契約の締結に関する権限の委任を受けた者。

契約締結権者	役職	氏名
電子メールアドレス		

【留意事項】

- 1 本申出書は、押印不要です。
- 2 契約締結権者が担当者も兼務する場合、第2承認者各欄に「同上」と記載してください。なお、契約締結権者とは、当該案件の契約締結権を有する者であり、本市の入札参加資格業者名簿に代表者として記載のある者です。また、当該案件に限り、代表者から契約の締結に関する権限の委任を受けた場合、別途委任状を契約担当課に提出してください。
- 3 建設工事請負契約においては、次の条件に基づき、建設業法第19条第1項及び第2項の規定による書面の交付に代えて電磁的措置を講ずる方法により実施することについて相互に承諾するものとします。なお、本承諾後であっても、電磁的措置を講ずる方法により実施することを撤回する旨の申出があった場合、申出以降の建設工事の請負契約については書面を交付することとします。

① 電磁的措置の種類

コンピュータ・ネットワーク利用の措置

② 電磁的措置の内容、ファイルへの記録の方式

電子契約サービスを通じて、送信者が PDF ファイル形式の書類をアップロードし、契約当事者が同意することにより、電子認証局サービスが提供する電子証明書を利用した電子署名を付加し、電子メール、サーバー上からダウンロード等により記録する方法